

## 小城市パブリックコメント手続要綱

平成 23 年 11 月 11 日  
小城市告示第 129 号

### (目的)

第 1 条 この告示は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働による市政の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定に当たり、その趣旨、目的、内容等の事項を広く公表し、公表したものに対する市民等から提出された意見及び情報（以下「意見等」という。）並びに意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者をいう。

3 この告示において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係者を有すると認められる者

### (手続の対象)

第 3 条 パブリックコメント手続の対象となる政策等は、次に掲げるものとする。

(1) 総合計画その他市政の各分野における基本的な方針、計画の策定又は改定

(2) 条例の制定又は改廃に係る案の策定

(3) 広く市民の権利又は義務に関する条例（公の施設の管理、地方税の

賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃に係る案の策定

(4)前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2 前項に規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続を適用しないことができる。

(1)法令等により、市民等の意見を聴取することが定められているとき。

(2)審議会等がパブリックコメントに準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って実施機関が意思決定を行うとき。

(3)迅速性又は緊急性を要すると認められるとき。

(4)実施機関に裁量の余地がないと認められるとき。

(5)実施機関が軽微なものと認めるとき。

(政策等の案の公表等の方法)

第4条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1)政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景を記載した資料

(2)政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点を記載した資料

(3)前各号に掲げるもののほか政策等の案に関し参考となる資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

ただし、公表すべきものが相当量に及ぶ場合は、その概要を公表するとともに、その閲覧又は配布の方法を明らかにするものとする。

(1)ホームページへの掲載

(2)広報への掲載

(3)実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

(4)前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

(意見等の提出)

第5条 実施機関は、意見等の提出期間（政策等の案を公表した日以後原則として30日以上期間で実施機関が定めるものとする。）及び提

出方法を政策等の案を公表するときに明示するものとする。

2 前項に規定する意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、個人にあっては住所及び氏名を、法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を明示しなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第6条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、計画等の最終的な意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び当該意見に対する実施機関の考え方を公表するものとする。この場合において、当該意見の中に小城市情報公開条例（平成17年小城市条例第7号）第7条に規定する非公開情報に該当するものは公表しないものとする。

3 前項の場合において、提出された意見に基づき計画等の案を修正したときは、その内容も併せて公表するものとする。

4 第4条の規定は、前2項の規定による公表について準用する。

(構想又は検討段階のパブリックコメント手続)

第7条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く市民等の意見を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で告示に準じた手続を行うよう努めるものとする。

(一覧表の作成等)

第8条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、市のホームページに掲載することにより、市民等に情報を提供するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に

定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示は、この告示の施行日以後に決定を行う対象政策について適用する。ただし、告示の施行の際、現に意思決定の過程にある対象政策については、適用しない。